

要 望 事 項	5 主税局
	(1) 過疎地域における優遇税制制度の創設

(要 旨)

過疎地域内で新たに創業する企業に対して、東京都都税条例において法人事業税及び不動産取得税の減免措置を図られたい。

(説 明)

檜原村では、環境や地域特性に適合した企業誘致を推進するため、村内で新たに創業する企業に対して必要な優遇措置を講ずることにより、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、地域経済の発展の向上に資することを目的として、「檜原村企（起）業誘致促進条例」を制定した。

本制度では、建物建設費及び用地購入費の一部補助、上下水道料金の納付相当額に対する一部補助、雇用に対する助成、借入金に対する利子補給、固定資産税納付相当額に対する一定期間の補助を行い、村内への企業進出を促している。

過疎地域である檜原村への企業誘致を促進させるためには、村独自の優遇制度のみならず、一定の企業に対し都税である法人事業税及び不動産取得税を減免するといった税制度の優遇措置を確立していくことが不可欠である。

このことから、過疎地域自立促進特別措置法第2条に規定する過疎地域に対して、東京都都税条例を改正し、両税の減免措置を行うことが必要である。

要 望 事 項	5 主税局
	(2) 個人住民税の徴収業務への支援の継続と人員派遣などの強化

(要 旨)

個人住民税の徴収業務への支援の継続と人員派遣などを強化されたい。

(説 明)

平成16年度より、個人住民税の徴収強化の観点から、個人都民税対策室を設置し、市町村が実施している個人住民税の徴収業務に対して協力を得ている。

平成19年度に所得税から住民税への税源移譲が実施されたことに伴い、滞納者が増加し住民税の収入の確保が困難となることが危惧され、各市町村とも徴収体制の強化を図っているところである。

都は、平成24年度に区市町村と連携して「個人住民税徴収対策会議」を発足した。これを契機に、研修受け入れなどによる人材育成や地方税法第48条の規定に基づく徴収引継、専門職員の派遣などの支援をさらに強化されたい。